

## 認定認証業務における旧姓使用の取扱いについて

- 認定認証事業者が発行する電子証明書に記録される利用者の氏名に係る旧姓使用は単記・併記いずれも従前から可能となっております。
- ただし、認定認証業務で発行する電子証明書に旧姓を記録する際には、戸籍謄抄本などの公的書類に基づき確認すること、かつ、当該認定認証業務において利用申込者及び検証者に対しその旨を説明することが必要となります。
- なお、主務省庁に提出する認定申請書等についても、代表者氏名等の氏名の記載を求める箇所において旧姓を併記することが可能です。
  - 登記事項証明書により旧姓の確認ができない場合は、戸籍謄抄本などの公的書類の提出をお願いします。